

第 7 編

復旧・復興計画

第 7 編 復旧・復興計画

第 1 節 民生安定のための緊急措置	7-1
第 2 節 住宅応急対策	7-11
第 3 節 激甚災害の指定	7-14
第 4 節 地域経済復旧支援	7-15
第 5 節 ライフライン施設の復旧	7-17
第 6 節 公共施設等の復旧	7-19
第 7 節 復興に関する計画	7-20

第 1 節 民生安定のための緊急措置

本節では被災した市民・事業者の復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市及び関係機関が相互に協力し、人心の安定と生活の早期回復を図る措置について、その一部の概要を示す。

活動項目	実施担当
1. 被災者支援の広報	受援情報チーム
2. 問い合わせの対応	受援情報チーム
3. 被災者支援体制の整備	生活再建チーム
4. 罹災証明等の発行	生活再建チーム 消防チーム
5. 被災者台帳の作成	生活再建チーム
6. 災害弔慰金等の支給	生活再建チーム
7. 災害援護資金の貸付	生活再建チーム
8. 被災者生活再建資金の支給	生活再建チーム
9. 災害見舞金の支給	生活再建チーム
10. 義援金の受付・配布	生活再建チーム
11. 義援物資の募集・配布	受援情報チーム 物資調達チーム
12. 特例措置	避難所・教育チーム 生活再建チーム 医療保健チーム 上下水道チーム
13. 心のケアの実施	医療保健チーム
14. 雇用対策	物資調達チーム
15. 総合支援窓口の開設	生活再建チーム 応急復旧チーム
16. 生活福祉資金の貸付	
17. 社会秩序の維持	総括チーム 受援情報チーム

1. 被災者支援の広報【受援情報】

多岐にわたる支援策について、被災者が最大限に活用できるよう、また、インフラ設備の復旧状況などを確認できるよう、市ホームページや LINE 等を活用し周知するとともに、災害広報や支援制度のパンフレットを作成し、各避難所や市役所、図書館などに設置するほか、医療保健チームが実施する健康支援のための戸別訪問などでも配布する。この広報活動については、災対本部が設置されている期間においては、第4編第3章第16節「災害広報・広聴」により行う。また、災対本部廃止後にお

いては、「広報くわな」や市ホームページ、SNS、チラシ等により行う。

2. 問い合わせの対応【受援情報】

被災者からの問い合わせへの適切な対応を図り、人心の安定に努めるとともに、問い合わせ内容から被災者のニーズを把握し、その後の行政対応に資するための重要な情報を収集する。

また、問い合わせ対応の効率的な実施は被災者のみに有効だけでなく、関係部署の業務にも影響するため、コンタクトセンターを開設するなど効率的な実施に努める。

3. 被災者支援体制の整備【生活再建】

日常的には遭遇しない特異な状況や課題に対し、適切なアドバイスを行う。特に災害時には、適用される各種支援制度を踏まえた、総合的なアドバイスを行い、関係機関や専門家と連携して被災者や被災企業の早期の自立復興を推進する。

総合的な災害相談窓口を開設するとともに、必要に応じて各地区での相談窓口の設置や巡回相談の実施や電話やメール等での相談に対応する。また、市外に避難などを行っている被災者との連絡体制を確保し、被災者支援情報を提供する。

加えて、申請に基づき支援を提供するという従来の被災者支援の手法では、必ずしも十分に被災者の自立・生活再建に結びつかない恐れがあることから、アウトリーチによる被災者の発見を行い、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建に実施する「災害ケースマネジメント」の取組みを行うよう努める。

4. 罹災証明書等の発行

罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1項の規定する災害により被害を受けた住家について、住家の損壊状況(全壊、半壊、一部損壊、床上浸水など)及び火災による損害状況について調査に基づき発行する。

罹災証明の交付手続きを周知、案内し、必要に応じて罹災証明発行窓口を設置する。住家(現実に人が居住のため使用している建物)が災害により被害を受けた者等から、住家について申請があった場合は、災害対策基本法第90条の2第1項及び桑名市罹災証明書等交付要綱に基づき、罹災証明書を発行する。

また、非住家(事務所・店舗等の住家以外の建物)や動産(車、家財等)が災害により被害を受けた者等から、非住家・動産について届出があった場合は、罹災届出証明書を発行し、被害を受けた旨の届出があったことを証明する。なお、公費解体制度に必要な場合は「被災証明書(非住家)公費解体用」を発行する。

(1) 調査等の体制【生活再建、消防】

チームリーダーの判断に基づき、損壊住家の調査等の体制を決定する。災害による被害の程度が大きい場合は生活再建チーム、消防チームだけで調査を実施することは困難となることが予想されるため、他チームまたは必要がある場合には、三重県に対して調査員の派遣を要請する。

(2)調査の実施【生活再建、消防】

生活再建チームはマニュアルに基づき、現地調査に加え、衛星写真などを活用し家屋調査を実施する。消防チームは、別に定める基準に基づき、火災による損害状況の調査を実施する。また、応援を要請した場合は、応援職員を含めて調査を実施する。

(3)証明書の発行【生活再建、消防】

本部長は罹災証明交付要綱に基づき、損壊住家の罹災証明書または罹災届出証明書を発行する。消防長は、別に定める基準に基づき、火災による損害状況の罹災証明書を発行する。

(4)再調査の実施【生活再建】

被災者が罹災証明の判定結果に不服があった場合、罹災証明書の交付を受けた翌日から 60 日以内の期間に再調査を申し出ることができる。申し出があった家屋に対し速やかに再調査を実施し、罹災証明書を発行する。

5. 被災者台帳の作成【生活再建】

当市において、災害発生後、災害対策基本法第 90 条の 3 に基づき、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする被災者台帳を作成する。被災者台帳には世帯情報や被害調査結果、被災者援護の実施状況など、被災者に関する情報を記録する。

6. 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律及び桑名市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金、精神及び身体に著しい障害を受けた者に対する災害障害見舞金の支給を行う。

(1)災害弔慰金の支給【生活再建】

災害弔慰金は、災害により死亡した市民の遺族に対して弔慰金を支給するもので概要を以下に示す。

ア 対象となる災害

- ・ 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県内において 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
- ・ 都道府県内において救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
- ・ 救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

イ 対象となる者

災害により、死亡した方のご遺族

遺族の範囲：配偶者、子、父母、孫、祖父母

上記のいずれも存在しない場合には兄弟姉妹(同居又は生計が同じ)

ウ 制度の内容

	支給額
生計維持者が死亡した場合	500 万円
その他の者が死亡した場合	250 万円

※ 死亡者が、その死亡に係る災害に対し、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合の災害弔慰金支給額は、当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(2)災害障害見舞金の支給【生活再建】

災害障害見舞金は、災害により障害を受けた市民に見舞金を支給するもので概要を以下に示す。

ア 対象となる災害

- ・ 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県内において 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
- ・ 都道府県内において救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
- ・ 救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

イ 対象となる者

災害により、災害弔慰金の支給等に関する法律に掲げる程度の障害を受けた者

ウ 制度の内容

	支給額
生計維持者が障害を受けた場合	250 万円
その他の者が障害を受けた場合	125 万円

(3)災害弔慰金等支給審査委員会【生活再建】

被災後の避難所生活の継続など環境の変化により体調を崩して死亡した場合や自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等には、桑名市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、支給審査委員会に諮問を行った上で認定し、災害弔慰金等の決定を行う。

7. 災害援護資金の貸付【生活再建】

災害弔慰金の支給等に関する法律及び桑名市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けするもので概要を以下に示す。

ア 対象となる災害

県内において救助法が適用された市町がある場合の災害

イ 対象となる世帯

災害により、世帯主が負傷又は住居、家財に一定程度の損害を受けた世帯の世帯主であり、下記の所得条件を満たす場合

世帯人員	前年の総所得金額
1人	220 万円以下
2人	430 万円以下
3人	620 万円以下
4人	730 万円以下
5人以上	1人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円以下

ウ 制度の内容

貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	エ 住居の全壊	350万円
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円
	エ 住居の全体滅失又は流出	350万円
貸付利率	年 1.5% (措置期間中は無利子)	
措置期間	3年(規則で定める場合は5年)	
償還期間	10年(措置期間を含む)	

8. 被災者生活再建資金の支給【生活再建】

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として支給されるものです。

ア 対象となる災害

災害により、市内で 10 以上の世帯の住宅が全壊した場合

イ 対象となる世帯

- ・住宅が全壊した世帯(全壊)
- ・住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(解体)
- ・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が「長期間」継続している世帯(長期避難)
- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊)
- ・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊)

ウ 制度の内容

支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

区 分		基本支援金	加算支援金		計
複数世帯	全壊／解体／ 長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
			補修	100 万円	200 万円
			賃貸	50 万円	150 万円
	大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
			補修	100 万円	150 万円
			賃貸	50 万円	100 万円
	中規模半壊	-	建設・購入	100 万円	100 万円
			補修	50 万円	50 万円
			賃貸	25 万円	25 万円
単数世帯	全壊／解体／ 長期避難	75 万円	建設・購入	150 万円	225 万円
			補修	75 万円	150 万円
			賃貸	37.5 万円	112.5 万円
	大規模半壊	37.5 万円	建設・購入	150 万円	187.5 万円
			補修	75 万円	112.5 万円
			賃貸	37.5 万円	75 万円
	中規模半壊	-	建設・購入	75 万円	75 万円
			補修	37.5 万円	37.5 万円
			賃貸	18.75 万円	18.75 万円

※加算支援金の「賃借」については、公営住宅や仮設住宅への入居は除く。

9. 災害見舞金の支給【生活再建】

災害により被害を受けた被災者に対し、生活再建に資することを目的に災害見舞金を支給するもので概要を以下に示す。

ア 対象となる災害

地震、津波、風水害その他これらに類する災害

イ 対象となる者

災害により住家に被害を受けた世帯の世帯主及び災害により死亡した市民の遺族

ウ 制度の内容

区分		支給額
住居 (1世帯につき)	全壊、流出	10万円
	半壊	5万円
	床上浸水	2万円
死亡者1人当り		10万円

※桑名市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金が支給される場合は、この要綱に基づく見舞金は支給されない。

10. 義援金の受付・配布

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金を受付し、配布を行う。

(1) 義援金の受付【生活再建】

桑名市における災害義援金受付口座と災害義援金の受付窓口を開設し受付を行う。義援金受付台帳に記入するとともに、寄託者に対し義援金受領書の交付を行う。

(2) 義援金の管理等【生活再建】

桑名市あての義援金及び三重県や日本赤十字社等あての義援金のうち、桑名市に配当された額は歳入歳出外現金として管理を行う。

(3) 桑名市災害義援金配分委員会の運営【生活再建】

被災状況を勘案して配分委員会を設置し、配分方法を検討・決定し、義援金配分計画を作成する。なお、当委員会は桑名市あて義援金の配分内容の決定を行う。

(4) 義援金の配分【生活再建】

義援金申請書の受付窓口を設置し、申請書の受付を行う。受け付けた申請書は審査を行い、対象となる方へ義援金の振込みを行う。

11. 義援物資の募集・配布

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援物資を受付し、配布を行う。

(1)義援物資の募集品目の決定【物資調達】

義援物資の募集を呼びかける必要があると判断した場合は必要な品目を特定し、受入れ準備を行う。

(2)義援物資募集の広報【受援情報】

義援物資の募集に際し、可能な限り企業・団体・自治体からのまとまった規模の義援物資の提供申出について広報を行う。

(3)義援物資の受付・保管【物資調達】

桑名市防災拠点施設に義援物資受付窓口を設置し、義援物資を受領する。義援物資受付台帳に記入するとともに、寄託者に対し義援物資受領書を交付し、当該物資の保管を行う。

(4)義援物資の配分【物資調達】

避難者のニーズをもとに、義援物資を避難所に配分を行う。

12. 特例措置

(1)市税の減免措置等【生活再建】

災害により損害を受けた納税者については、地方税法及び桑名市市税条例の定めるところにより、損害の程度に応じて、市税の減免、徴収猶予等を行う。

(2)国民健康保険税の減免措置等【生活再建】

桑名市国民健康保険条例及び桑名市国民健康保険税条例の定めるところにより、災害により損害を受け納付が困難と認められる者については、保険税等、一部負担金の減免・徴収の猶予を行う。

(3)後期高齢者医療保険料の減免措置等【生活再建】

桑名市後期高齢者医療に関する条例の定めるところにより、災害により損害を受け納付が困難と認められる者については、保険料、一部負担金の減免・徴収の猶予を行う。

(4)介護保険料の減免措置等【避難所・教育】

桑名市介護保険条例の定めるところにより、災害により損害を受け保険料等の納付が困難と認められる被保険者に対し、保険料の減免・徴収猶予、利用者負担額の減免を行う。

(5)国民年金保険料の免除措置等【生活再建】

災害により住宅・家財等が被害を受けた方等で申請があった場合は、基準に基づき保険料の納付が免除される。

(6)保育料等の減免措置等【医療保健】

桑名市保育所条例の定めるところにより、災害により損害を受け保育料の納付が困難と認められる者に対し、保育料の減額・減免を行う。

(7)水道料金と下水道使用料の減免措置等【上下水】

桑名市水道事業給水条例及び桑名市下水道条例の定めるところにより、災害により損害を受け料金の納付が困難と認められる者に対し、料金の減免・徴収猶予を行う。

(8)母子父子寡婦福祉資金貸付金【医療保健】

母子家庭や父子家庭、寡婦の方に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費の貸し付け制度で、災害により被災した方は、償還金の支払猶予などの特別措置を申請することができる。

(9)児童・生徒の保護者に対する助成【避難所・教育】

災害により被害を受け、経済的に就学が困難な児童及び生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品費等の援助を行う。また教科書が滅失またはき損したときは教科書の給付を行う。

(10)児童扶養手当等【医療保健、避難所・教育】

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特別措置を行う場合がある。

(11)障害福祉サービス等【避難所・教育】

災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額の減免を講じる場合がある。

(12)生活保護【生活再建】

生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行う。

13.心のケアの実施【医療保健】

被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に対応するため、心のケア対策に努める。

14.雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用の維持や災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るための再就職支援などの各種取り組みを関係各局と協力して行う。

(1)雇用維持の要請【物資調達】

市は三重県とともに市内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請する。

(2)離職者への支援【物資調達】

市はハローワークなど関係各局が被災者に対して実施する各制度の周知を図り、活用を促す。

15. 総合支援窓口の開設

市民ニーズの高まり等から必要な場合は、罹災証明書等の発行や各種手続き、被災者の生活再建に関する様々な相談等がワンストップで可能になる総合支援窓口を設置し、関係各局の個別相談と連携し、復興に向けた被災者への総合的な支援を行う。

(1) 窓口設置【生活再建】

被災状況等を勘案し、必要な場合は総合支援窓口を設置する。なお、設置場所や体制等の検討にあたっては、関係部局と必要な調整を図るものとする。なお、巡回相談の必要がある場合は体制を確立する。

(2) 取扱業務【生活再建、応急復旧】

総合支援窓口において取り扱う業務については以下に示す。

- ア 罹災証明等の申請・発行
- イ 災害弔慰金の申請
- ウ 災害障害見舞金の申請
- エ 災害見舞金の申請
- オ 被災者生活再建支援金の申請
- カ 住宅の応急修理相談
- キ 障害物の除去相談
- ク 応急仮設住宅の供給相談
- ケ 損壊家屋の公費解体相談
- コ 各種特例措置の相談・申請
- サ 各種団体の相談(商工会議所・JA・弁護士会・司法書士会など)

(3) 人員体制【生活再建】

総合支援窓口の運営は、全庁的な応援体制を編成して行うものとする。

16. 生活福祉資金の貸付

三重県社会福祉協議会が、比較的所得が少ない世帯(低所得世帯)、高齢者世帯、障がい者世帯に対し、経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活を送ることを目的にした貸付を行います。市は桑名市社会福祉協議会と共に制度の周知を行います。貸付申込手續については、桑名市社会福祉協議会が窓口として取り扱います。

17. 社会秩序の維持【総括、受援情報】

被災地及びその周辺において、警察や防犯協会等と連携し、パトロールや生活安全に関する情報の提供等を行う。

第2節 住宅応急対策

本節では大規模な災害の発生により、住宅が喪失し、住民の避難生活が長期化すると判断される場合に避難者の健全な住生活を確保するため、応急仮設住宅の迅速な提供などの実施が重要であることから、その支援の一部を示す。

活動項目	実施担当
1.住宅相談窓口等の設置とニーズの把握	応急復旧チーム
2.応急仮設住宅の確保	応急復旧チーム
3.公営住宅への入居	応急復旧チーム
4.巡回保健相談	医療保健チーム
5.住宅の緊急修理	応急復旧チーム
6.住宅の応急修理	応急復旧チーム
7.土石等障害物の除去	応急復旧チーム
8.消毒剤等の提供	環境衛生チーム
9.母子父子寡婦福祉資金住宅資金	医療保健チーム
10.生活福祉資金の貸付	
11.公費解体	環境衛生チーム

《災害救助法による救助の実施基準》

災害救助法による「応急仮設住宅の供与」「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」「障害物の除去」の程度、方法及びその費用の範囲は、「第15節 災害救助法の適用」に示すとおりである。この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て県知事が定める基準により実施する。

1. 住宅相談窓口等の設置とニーズの把握【応急復旧】

住宅相談窓口を設置し、相談需要に応えるとともに、住宅・宅地の被災状況及び応急仮設住宅（借上・建設）の必要量など、被災者の住宅確保に関するニーズを把握し、県に報告する。

また、相談窓口等では『被災者支援に関する各種制度の概要』や『自然災害債務整理ガイドライン』などを基に被災者に必要な情報も提供する。

2. 応急仮設住宅の確保【応急復旧】

被害状況などを考慮し、応急仮設住宅の供与が必要と判断した場合は、地域ごとの避難者数や地域コミュニティの維持などを基にニーズを検討し、応急仮設住宅を確保する。なお、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先する。

(1)借上げ民間賃貸住宅【応急復旧】

「救助法による救助」の実施が決定した時には、市が民間賃貸住宅を借上げ、貸主、市、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与する。

(2)建設型応急住宅【応急復旧】

「救助法による救助」の実施が決定した時で、借上げ民間賃貸住宅や借上げ公営住宅で応急仮設住宅の供給戸数が不足する場合には、プレハブ等の仮設住宅を建設し、一時的な住居の安定を図る。なお、原則として応急仮設住宅の建設は県が行い、知事から委任されたときは市が行う。

建設用地については、平常時から建設予定地を調査・確保するとともに、建設が可能と思われる国有地のリストが国から提供された場合は応急仮設住宅建設候補地と併せて候補地の検討を行う。また、建設にあたり、被災地との地理的關係やインフラの状況、周辺の生活環境、ハザードマップ、ペットの管理場所などを考慮するとともに、ユニバーサルデザインに配慮する。

【資料8-1 応急仮設住宅建設候補地】

3. 公営住宅への入居【応急復旧】

県や市が管理している公営住宅の情報を収集し、入居に関する情報等の提供を行う。

4. 巡回保健相談【医療保健】

仮設住宅入居者が生活環境の変化に対応できるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育を実施する。

5. 住宅の緊急修理【応急復旧】

「救助法による救助」の実施が決定した時で、住宅の屋根、外壁、建具等に損傷があり、雨が降れば浸水を免れない世帯かつ住居が半壊相当と市が判断した場合にブルーシートの設置などの給付を行う。

6. 住宅の応急修理【応急復旧】

「救助法による救助」の実施が決定した時に、罹災証明に「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」相当の記載があり、応急修理により避難所や仮設住宅の利用を要しない見込がある場合に、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の応急的に修理を行う。

7. 土石等障害物の除去【応急復旧】

「救助法による救助」の実施が決定した時に、災害により土石・竹林等障害物が居室、台所、玄関などに運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去する。

8. 消毒剤等の提供【環境衛生】

水害等により浸水被害があった場合、感染症等の防止を図るため、床上・床下浸水被害を受けた家屋等に対し、消毒液の配布を行う。

9. 母子父子寡婦福祉資金住宅資金【医療保健】

母子家庭や父子家庭、寡婦の方に、災害により被害を受けた住宅の補修等に必要な経費の貸付を行う。

10. 生活福祉資金の貸付

三重県社会福祉協議会が、比較的所得が少ない世帯（低所得世帯）、高齢者世帯、障がい者世帯に対し、災害により被害を受けた住宅の補修等に必要な経費の貸付を行います。市は桑名市社会福祉協議会と共に制度の周知を行います。貸付申込手続については、桑名市社会福祉協議会が窓口として取り扱います。

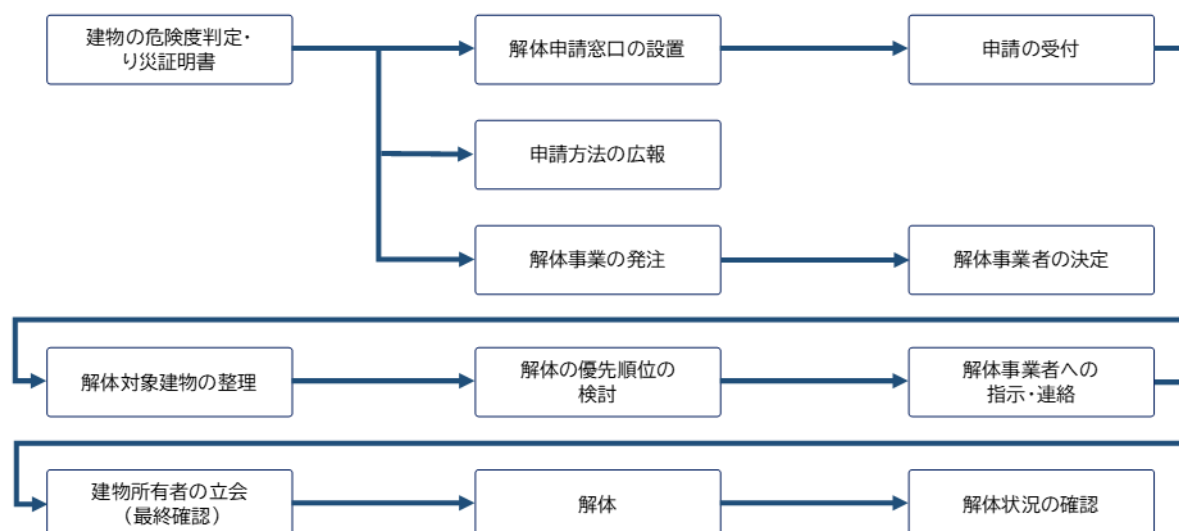
11. 公費解体【環境衛生】

住家だけでなく中小企業者の事業所等を含む損壊家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任において実施されるものであるが、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援、被災地の迅速な復旧を図るための措置として、市が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して、所有者に代わり全壊家屋等の解体撤去を実施する場合がある。

また、大量の災害廃棄物の発生が見込まれ、当該災害が「特定非常災害」に指定された場合は、半壊家屋等の解体も補助対象とされることがあるため、災害発生後の環境省の通知等を確認しながら対応する。

なお、公費解体制度の周知では、「公費解体」と所有者が一旦、費用負担して解体業者と契約し解体撤去を行い、市から所有者に後で払戻しされる「自費解体」の二つの選択肢があることや公費解体を行う場合でも、残置物（家財道具、生活用品等）は所有者の責任で撤去する必要があることなどの周知を行う。

【図 損壊家屋等の解体の手順】



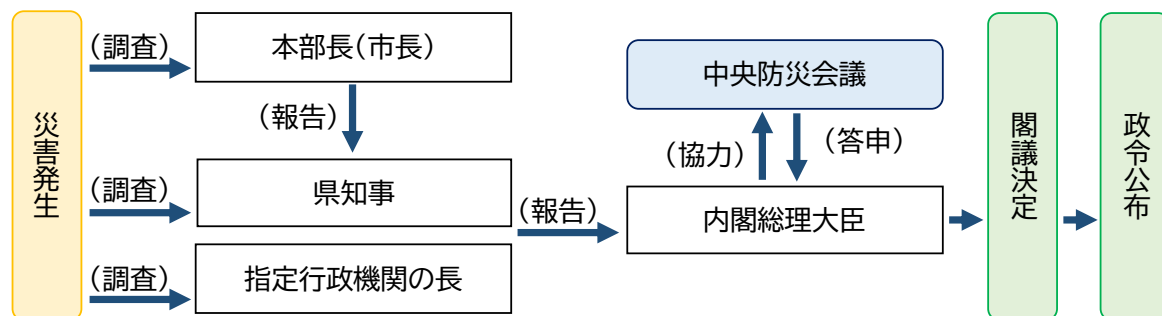
第3節 激甚災害の指定

災害による被害規模が甚大な場合には、激甚法に基づき財政援助等を受けて公共施設の災害復旧事業や被災者等への支援措置が迅速かつ円滑に実施できるようにするため、災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害あるいは局地激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

活動項目	実施担当
1. 激甚災害の指定手続き	
2. 被害情報の収集	受援情報チーム 避難所・教育チーム 応急復旧チーム
3. 被害情報の報告	受援情報チーム
4. 特別財政措置の申請	受援情報チーム

1. 激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続きは、下図のとおり。



2. 被害情報の収集【受援情報、避難所・教育、応急復旧】

激甚災害指定の手続きを進めるため、各チームは発災直後から迅速かつ正確な被害情報の収集及び整理を行い、災対本部に報告する。

3. 被害情報の報告【受援情報】

整理した災害状況を速やかに三重県に報告するとともに、三重県が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

4. 特別財政措置の申請【受援情報】

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係書類等を作成し、三重県に提出する。

第 4 節 地域経済復旧支援

本節では、災害により被害を受けた地域経済の回復を図るため必要な対策について示す。

【資料 10-2 被災者支援に関する各種制度の概要】

活動項目	実施担当
1. 中小企業者に対する支援	物資調達チーム
2. 農林水産業者に対する支援	受援情報チーム 応急復旧チーム

1. 中小企業者に対する支援

被災した中小企業の自立再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、主として県が行う融資に関する援助指導に商工会議所・商工会とともに協力し、以下の対策を実施する。

(1) 被害状況の把握【物資調達】

市は関係機関と連携し、中小企業の被害状況について情報収集を行う。

(2) 支援相談窓口の設置【物資調達】

市は関係機関の協力を得て、災害により事業活動に支障をきたしている中小企業者の経営等に関する相談にワンストップで対応する相談窓口の設置に努める。

(3) 支援制度の周知【物資調達】

市は国、県ならびに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について、関係機関を通じて中小企業者に周知徹底を図る。

2. 農林水産業者に対する支援

被災した農林水産業関連施設の迅速な復旧を図り、経営・生活の維持安定を図るため、以下の対策を実施する。

(1) 天災融資法に関する措置の実施【応急復旧】

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(天災融資法)の地域指定を受けるため必要な措置を講じ、指定後は利子補給を行う。

(2) 支援相談窓口の設置【応急復旧】

市は協同組合等の協力を得て、災害により事業活動に支障をきたしている農林水産業者にワンストップで対応する相談窓口の設置に努める。

(3)支援制度の周知【応急復旧】

市は国、県ならびに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について、協同組合等を通じて農林水産業者に周知徹底を図る。

(4)風評被害の影響軽減【受援情報、応急復旧】

ア 正しい情報の提供

市は、災害時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

イ 必要な検査等の実施

市は、県と協力して科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指数を用いた広報を実施する。

ウ 被害の拡大防止

必要に応じて、本部長(市長)等は安全宣言を行うほか、安全性を PR する広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

エ 関係機関との連携

市は、国や県、関係機関・団体等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客を阻害する内容に対し積極的な風評被害対策を講じる。また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を図る。

第5節 ライフライン施設の復旧

災害発生後の市民生活や社会経済活動の回復を図るうえで、ライフラインの復旧は不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、復旧作業の体制や復旧資機材の状況も踏まえ、復旧計画を策定し、早期の復旧に努める。

活動項目	実施担当
1.水道施設の復旧計画	上下水道チーム 受援情報チーム
2.下水道施設の復旧計画	上下水道チーム 受援情報チーム
3.その他のライフライン施設の復旧	受援情報チーム

1. 水道施設の復旧計画

(1)情報の把握【上下水道】

被害の全容を早期に把握し、的確に対応するため、おおむね次の情報を収集する。

- ア 水道施設(浄水場、配水池、管きょ)
- イ 断水地域(水道)、停止地域(ガス)、停電地域(電気)
- ウ 道路及び河川等の被害状況

(2)応急措置【上下水道】

ア 保安措置

管路破損による漏水などで、二次災害の発生や被害拡大の防止を行うため、断水などの保安措置を講じる。また、保安措置による断水の情報は関係機関へ報告する。

イ 断水区域の最小化

配水ブロックの切替え等を行い、断水区域の最小化を図る。

ウ 電源の確保

停電時には、非常用自家発電機などの運転により電力を確保し、飲料水の供給に万全を期す。

(3)復旧計画の策定【上下水道】

被害状況を迅速に集約するとともに、応援事業体の参集状況や復旧資機材の調達状況などを踏まえ応急復旧計画を策定し、早期復旧に努める。

ア 応急復旧の優先順位

以下の優先順位を基本として復旧計画を策定する。

- ①取水、浄水機能
- ②主要配水幹線管路等の送水機能
- ③災害拠点病院、指定避難所等の施設への管路

④災害復興に係る公的機関施設への管路

⑤その他の一般配水管路

イ 仮設配管の検討

管路の損傷が多い場合や道路崩壊などで修理が困難な場合は、仮設配管を用いる復旧方法を検討する。

ウ 本復旧

工期、工法、経済性、復興計画等を考慮し、速やかに本復旧を行う。

(4)広報活動【受援情報、上下水道】

断水等の復旧見通しなどの情報は、ホームページや各メディアなどを活用し、災対本部を通じて、正確な情報をより早く、より広く提供する。

(5)応援要請【上下水道】

現有の災害対応能力では水道機能の早期回復が望めないと判断した場合は、関係機関等との応援協定に基づき応援を要請し、資機材及び人員の確保を図る。

2. 下水道施設の復旧計画

(1)情報の把握【上下水道】

被害の全容を早期に把握し、的確に対応するため、おおむね次の情報を収集する。

ア 下水道施設(処理場、ポンプ場、管きょ)

イ 断水地域(水道)、停止地域(ガス)、停電地域(電気)

ウ 道路及び河川等の被害状況

(2)施設の復旧対策【上下水道】

二次災害の危険性、施設復旧の緊急性重要性等を勘案し、応急復旧の必要性を判断する。応急復旧が必要な場合は、優先順位や復旧水準を定め、適切な工法で行う。

応急復旧後、工期、工法、経済性、復興計画等を考慮し、速やかに本復旧を行う。

(3)広報活動【受援情報、上下水道】

復旧見通しなどの情報は、市ホームページや各メディアなどを活用し、災対本部を通じて、正確な情報をより早く、より広く提供する。また、災害発生後も下水道を使い続けるため、油は下水に流さず紙で拭き取ることやトイレトペーパーの使用量は最小限にするなどの情報も併せて提供する。

3. その他のライフライン施設の復旧【受援情報】

電気・ガス・電気通信等のライフライン機能を早期に復旧するため、各事業者と被害状況や復旧状況等の情報を共有します。

第 6 節 公共施設等の復旧

復旧事業計画は、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、被災した各施設の復旧においては、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とするよう、各実施担当において作成するものとする。

活動項目	実施担当
1.公共施設等の復旧	環境衛生チーム 避難所・教育チーム 応急復旧チーム

1. 公共施設等の復旧

復旧事業計画は、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、被災した各施設の復旧においては、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とするよう、各実施担当において作成するものとする。

(1)被害状況の調査と災害復旧の体制【環境衛生、避難所・教育、応急復旧】

被災後、各施設について被害状況を速やかに調査し、災害査定が行われるよう対処するとともに、災害復旧の迅速な実施が図れるよう、必要な職員の配備、応援、派遣等の体制の整備に努める。また、復旧に際し、速やかに必要な資金需要額を把握し、その財源を確保する。

(2)災害復旧事業計画【環境衛生、避難所・教育、応急復旧】

各施設の災害復旧計画は、災害要因となった自然要件や社会的諸要件について検討し、総合的な見地で策定し、緊急度の高いものから復旧にあたり、速やかに完了するよう施工を促進する。

なお、国又は県により費用の全部又は一部を負担又は補助されるものについては、復旧事業の決定を受けるための査定準備を速やかに行う。また、以下の記載に加え、特別法等による財政援助が行われる場合があるので情報の把握に努める。

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

イ 農林水産施設災害復旧事業計画

ウ 学校教育施設等災害復旧事業計画

第7節 復興に関する計画

本節では各地域の特性に応じた復興を推進し、災害発生前にも増して地域社会の活力を高めるため、多様な主体の参画が図られる復興計画を策定するにあたり、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、災害後に迅速な復興対策が推進できるよう定める。

活動項目	実施担当
1.事前復興対策の実施	受援情報チーム(政策創造課・ブランド推進課)
2.桑名市災害復興本部の設置	物資調達チーム(財政課・商工課)
3.復興計画の策定体制	避難所・教育チーム(地域コミュニティ課)
4.災害復興計画の策定	応急復旧チーム(都市計画課・農林水産課)
5.地域等との連携	
6. 復旧・復興支援技術職員派遣制度	

1. 事前復興対策の実施【受援情報、物資調達、避難所・教育、応急復旧】

災害発生後、限られた時間で復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可の行政手続きなど、膨大な業務を処理する必要があるが、災害発生後にこれらの作業を円滑に行うことは困難であることから、平時から、過去の復興事例を参考にした復興対策の手順を整備するとともに、復興対策として必要となる各種データの整備にも努める。

2. 桑名市災害復興本部の設置【受援情報、物資調達、避難所・教育、応急復旧】

市長は災害応急対策に一定の目途が立った後、被災者の生活再建、地域経済及び都市の復興を迅速に実施する必要があると認めたときは、桑名市災害復興本部を設置する。

3. 復興計画の策定体制【受援情報、物資調達、避難所・教育、応急復旧】

復興計画策定のため庁内組織を設置するとともに、復興関連分野の専門家が参画する委員会、他の地方公共団体との連携を図る協議会を設置するなどの対応を行う。

4. 災害復興計画の策定【受援情報、物資調達、避難所・教育、応急復旧】

復興計画は必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針や市の策定する各種計画などを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建等を進めるために必要な施策をとりまとめた計画として位置づけられる。被災地の復興にあたって、市街地の整備のみならず、産業、福祉、教育等の広範囲な分野にわたる事業を展開していく必要があり、このような多岐にわたる復興事業を効率的かつ総合的に実施するためにも必要な計画である。

市は地域の特性、被災住民及び公共施設の管理者等の意向を勘案しながら市の総合計画や都市マスタープラン等と調整し、県が策定した『三重県復興指針』に即して、下記の内容を含めた災害復興計画を策定する。

- ア 復興の基本方針
- イ 復興計画・市街地復興計画(目標年次・対象地域)
- ウ 個別の復興事業計画
- エ 復興事業の優先順位

5. 地域等との連携【受援情報、物資調達、避難所・教育、応急復旧】

復興は「現在の市民のみならず将来の市民のためのもの」という理念のもと、地域が一体となって行っていくものであることから、復興計画の策定はもとより、復興事業の実施まで、市民の意見を十分に反映させる必要がある。また、そのために様々な立場の人が策定に参画できる配慮を行う。

なお、地域住民に対して復興施策を伝えるため、新たなまちづくりの展望やスケジュール、災害復興計画を策定した場合は、その内容を速やかに市民に公表する。

6. 復旧・復興支援技術職員派遣制度

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、他の自治体等に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、「復旧・復興支援技術職員制度」の活用も含めて検討する。